

レスキュー依頼、慎重に

トイレ修理、水漏れ修理、鍵の修理、害虫の駆除などの、いわゆる「暮らしのレスキューサービス」は、専門的な技術や知識がない消費者が困った時の手助けとなるサービスですが、中には悪質な事業者も散見され、料金や作業内容などで事業者とトラブルになったという相談が寄せられています。

▼自宅のトイレが詰まり、インターネット広告の料金表示に「数百円から」と記載がある業者に修理を依頼した。1つの修理方法を試しても直らず、「他の作業も必要」と次々に作業を提案され、最終的に高額な請求を受けた。(60代・女性)

▼鍵開けを依頼したが、料金が高額だったため作業を断ったら、キャンセル料を請求された。(20代・男性)

▼部屋に害虫が出て怖くなり、ネットで見つけた格安業者に依頼したら高額だった。(10代・女性)

これらの事例は、突然のことに焦ってネット検索で表示される業者に連絡することで生じる傾向が高くなっています。

広告の表示や電話で説明された料金をうのみにはせず、契約する場合は複数社からの見積もりを取り、サービス内容や料金を十分に検討しましょう。また、日頃から信頼できる業者を探しておくなど情報収集をしておきましょう。

もし契約してしまった場合でも、クーリングオフが可能な場合もあります。迷った時は消費生活の相談窓口にご相談しましょう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8:30～17:00

土曜日 9:00～17:00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。